（調査客体候補者名簿の作成及び補正）

第十二条　農林水産省大臣官房統計部長は、漁業経営体調査、内水面漁業経営体調査及び流通加工調査を実施するため、調査客体候補者名簿を農林水産大臣が定めるところにより作成し、関係する都道府県知事又は地方農政局長に送付しなければならない。

2・3　（略）

4　沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により確認し、又は補正した魚市場調査に係る調査客体候補者名簿を沖縄総合事務局長にその定める期日までに送付しなければならない。

（調査区の設定）

第十三条　漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに内水面漁業経営体調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査を実施する地方農政局等の長は、第十二条の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿を前条の規定に基づき設定された調査区又は市区町村の区域ごとに修正することにより、当該調査に係る調査客体名簿を作成するものとする。

2　漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに内水面漁業経営体調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査を実施する地方農政局等の長は、前項の調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

（調査客体候補者名簿の作成及び補正）

第十二条　農林水産省大臣官房統計部長は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査、内水面漁業調査（内水面組合のみに係るものを除く。次条並びに第十四条第一項及び第二項において同じ。）及び流通加工調査を実施するため、調査客体候補者名簿を農林水産大臣が定めるところにより作成し、関係する都道府県知事又は地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条において同じ。）に送付しなければならない。

2・3　（略）

（新設）

（調査区の設定）

第十三条　漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに内水面漁業調査及び流通加工調査を実施する地方農政局等の長は、農林水産大臣の定めるところにより、市区町村の区域を区分して調査区を設定しなければならない。

（調査客体名簿の作成及び補正）

第十四条　漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに漁業管理組織調査、内水面漁業調査及び流通加工調査を実施する地方農政局等の長は、第十二条の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿を前条の規定に基づき設定された調査区又は市区町村の区域ごとに修正することにより、当該調査に係る調査客体名簿を作成するものとする。

2　漁業経営体調査を実施する市区町村長並びに漁業管理組織調査、内水面漁業調査及び流通加工調査を実施する地方農政局等の長は、前項の調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

3　海面漁業地域調査及び内水面漁業地域調査を実施する地方農政局長は、当該調査の実施に先立って調査客体名簿を作成し、調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

4　魚市場調査を実施する地方農政局長は、第十二条第一項の規定により送付され、若しくは同条第三項の規定により補正した調査客体候補者名簿又は同条第四項の規定により送付された調査客体候補者名簿に基づき調査客体名簿を作成し、調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

（報告）

第十五条　（略）

2　（略）

3　地方農政局長は、第十条第二項、第四項及び第五項の規定に基づき送付された調査票、第十二条第一項の規定に基づき送付され、若しくは同条第三項の規定に基づき補正した調査客体候補者名簿又は同条第四項の規定に基づき送付された調査客体候補者名簿並びに前条の規定に基づき作成した調査客体名簿を、農林水産大臣の定める期日までに、農林水産大臣に送付しなければならない。

4　地方農政局等の長は、内水面漁業経営体調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査の結果に基づき漁業センサス内水面調査員若しくは漁業センサス流通加工調査員が作成し、又は第十条第三項の規定に基づき送付された調査票、第十二条第一項及び第二項の規定に基づき送付され、又は同条第三項の規定に基づき補正した調査客体候補者名簿及び前条の規定により作成した調査客体名簿を、農林水産大臣の定める期日までに、農林水産大臣に送付しなければならない。

3　海面漁業地域調査及び内水面漁業調査のうち内水面組合のみに係るものを実施する地方農政局等の長は、当該調査の実施に先立って調査客体名簿を作成し、調査客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは調査客体名簿を補正するものとする。

（新設）

（報告）

第十五条　（略）

2　（略）

（新設）

3　地方農政局等の長は、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の結果に基づき漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員又は漁業センサス流通加工調査員が作成した調査票、第十二条の規定に基づき送付され、又は補正した調査客体候補者名簿及び前条の規定により作成した調査客体名簿を、農林水産大臣の定める期日までに、農林水産大臣に送付しなければならない。